

宮城県監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 12 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成 29 年 6 月 23 日

宮城県監査委員	齋	藤	正	美
宮城県監査委員	坂	下		賢
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

- 1 監査委員の報告日
平成29年3月28日
- 2 通知のあった日
平成29年5月18日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 120,565,932円

過年度分 261,987,117円

合 計 382,553,049円

・平成26年度収入未済額

現年度分 114,470,016円

過年度分 271,009,386円

合 計 385,479,402円

ロ 措置の内容

平成28年3月に策定した、「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成28年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済の縮減及び税収確保に努めた。

個人県民税については、管内市町との住民税徴収確保対策会議等を通じ円滑な情報交換を図りながら共同催告や県税還付金差押支援を行ったほか、「宮城県徴税吏員と市町徴税吏員との併任に関する要綱」に基づく協約書を管内市町と締結し、県と市町が協働で収入未済額縮減に取り組む環境を整備した。

個人県民税以外の税目については、初動・調査チームと処分チームの連携を強化しながら一層の進行管理に努め、搜索をはじめ徹底した財産調査に基づき預貯金などの差押えを行うなど滞納額の縮減に努めた。

(2) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成27年度収入未済額
 - 現年度分 941,910,857円
 - 過年度分 1,175,622,329円
 - 合 計 2,117,533,186円
- ・平成26年度収入未済額
 - 現年度分 915,028,595円
 - 過年度分 1,471,741,520円
 - 合 計 2,386,770,115円

ロ 措置の内容

県税滞納額縮減対策3か年計画（平成28年3月策定）、平成28年度県税事務運営及び平成28年度県税事務実施計画に基づき、滞納額の縮減に努めた。

個人県民税については、住民税徴収対策会議の開催、県税還付金情報の提供、車両保有状況調査支援や仙台市と在仙3県税事務所との情報交換会の開催等により、仙台市との連携強化を図り収入未済額の縮減に繋げた。

その他の税目に関しては、早期の折衝・財産調査に努め、納税資力があるにもかかわらず滞納となっている者に対し、換価・取り立てが容易な預金・給与等の債権を中心に積極的に差押えを行った。その結果、換価・取り立ては、平成27年度に比べ件数で103件増の292件、金額で15,181千円増の24,384千円の成果を得た。なお、それでも解決しない案件については、自動車タイヤロック、搜索・動産差押え、公売等を実施し、税収確保と収入未済額の縮減に努めた。

(3) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成27年度収入未済額
 - 現年度分 149,641,506円
 - 過年度分 163,979,491円
 - 合 計 313,620,997円
- ・平成26年度収入未済額
 - 現年度分 116,736,889円
 - 過年度分 226,450,056円
 - 合 計 343,186,945円

ロ 措置の内容

平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成28年度県税事務運営」及び「平成28年度事務実施計画」に基づき次のとおり収入未済額の縮減と税

収確保に努めた。

個人県民税については、管内市町村と協働で滞納整理等を行う実働組織「チームT.O.T.O」による対象案件32件の滞納整理を実施し、一層の滞納額縮減に努めた。また、「チームT.O.T.O」対象事案以外にも共同催告など市町村支援のための各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、「県税滞納額縮減対策3か年計画」に掲げる差押えなどの滞納処分を中心とした取組を徹底するため、早期の財産調査に努め、預貯金、給与、自動車などの差押えを積極的に実施した。また、長期滞納事案や換価の見込めない長期差押財産の見直しを行い、徴収緩和制度も適切に適用し、収入未済額の縮減に努めた。

(4) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分	100,335,573円
過年度分	358,612,303円
合 計	458,947,876円

・平成26年度収入未済額

現年度分	113,961,925円
過年度分	395,105,009円
合 計	509,066,934円

ロ 措置の内容

個人県民税については、「個人住民税徴収対策会議」（年2回、栗原地域事務所と合同）、「滞納処分実務研修会」（年1回）を開催し、情報交換や滞納処分技術向上の支援を図ったほか、県税職員の管内市町徴税吏員併任発令及び管内市町徴税吏員の相互併任発令職員による「併任職員徴収対策会議」を年8回にわたり開催し、各市町からリストアップされた案件について、滞納整理方針や進捗状況等について協議を行い、滞納額の縮減を図った。また、相互併任発令職員による差押え・捜索を行うチームを編成し、預金差押え、訪問折衝等の徴収対策を実施し、収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外の税目については、財産調査の早期着手に努め、預貯金等債権の差押えを主体に効果的な滞納処分を実施した。また、財産調査の結果、担税力がないと判断した滞納者に対しては、滞納処分執行停止等の措置を行い適切な徴収対策を講じた。

(5) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成27年度収入未済額

現年度分	23,007,630円
過年度分	59,529,522円
合 計	82,537,152円
- ・平成26年度収入未済額

現年度分	22,605,363円
過年度分	65,706,244円
合 計	88,311,607円

ロ 措置の内容

個人県民税については、北部県税事務所と共同で住民税徴収対策会議を開催し、栗原市との連携強化、徴収スキルの向上等に努めた。また、当所の職員5名を栗原市職員（徴税吏員）に併任発令し、特別徴収未納者に対し共同で訪問催告（20件）することを始め、滞納整理機構実施の搜索（栗原市の案件）に搜索員として2名が参加するなど、収入未済額の縮減と税収確保支援に努めた。

個人県民税以外の一般税については、早期の納税折衝、財産調査に努めたほか、納税資力があるにもかかわらず納税に応じない者には滞納処分を積極的に進めた。

なお、滞納処分は、換価が容易である債権差押えを中心としている一方、困難案件については、搜索・動産差押えを実施し市町村合同公売会やインターネット公売に出品し税収確保、収入未済額の縮減に努めている。

特に年度末においては、納税資力がない者に対する滞納処分執行停止を進めた。

(6) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成27年度収入未済額

現年度分	43,238,492円
過年度分	105,892,864円
合 計	149,131,356円
- ・平成26年度収入未済額

現年度分	39,124,790円
過年度分	126,125,838円
合 計	165,250,628円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成28年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と税収の確保に努めた。

個人県民税については、地方税法第48条による直接徴収を実施したほか、共同催告・共同徴収、県税還付金の差押支援や市町職員の滞納整理技法向上を図るための研修会開催など市町を積極的に支援する事業を実施した。

個人県民税以外については、早期の折衝・催告を行うとともに、預貯金、給与等の債権を中心に早期の財産調査を行い、これらの調査結果を活用し、差押え等の滞納処分を実施した。さらに資力のない滞納者については、滞納処分執行停止等を行い、適

切な債権管理に努めた。

(7) 気仙沼保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延による遅収加算金の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

ガス料金の支払いが遅れたことにより遅収加算金が発生したものの。

- ・ 件数 1 件
- ・ 遅収加算金 1,196円

ロ 措置の内容

支払遅延の再発を防止するため、今後の公共料金等支出の事務処理に当たっては、会計事務月例カレンダーを作成し担当班長及び出納員がチェックを行うとともに、支出処理の年間のスケジュールを班員にも見えるように壁面に張り、処理した都度その日付を記入するなど、複数の目によるチェック体制を充実させ、内部統制の強化を図り適正な支出業務を実施する。

(8) 仙台家畜保健衛生所

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

臨時職員の賃金について、支給定日を過ぎて支給していたもの。

- ・ 件数 1 件
- ・ 支給額 162,783円

ロ 措置の内容

出納員と給与担当者の2名で行っていた支払予定日の確認について、内部統制のため当所で使用している「履行確認一覧表」の出納確認を次席の出納員が行い、3名の確認体制とした。

(9) 中新田高等学校

イ 監査委員の報告の内容

報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

非常勤職員の報酬について、支給定日を過ぎて支給していたもの。

- ・ 件数 4 件
- ・ 支給額 182,136円

ロ 措置の内容

職場内研修等で、担当者だけでなく事務室内で関係法令等の理解を深めることはもちろんであるが、期限のあるものについては、スケジュール管理表を作成し、複数で確認することとした。また、出納員は、支払い確認期限日にも再度確認することとした。

(10) 利府高等学校

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支給額の誤りによる一部金額の支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 2件
- ・正支給額 171,261円
- ・誤支給額 145,276円
- ・追給額 25,985円

ロ 措置の内容

今回の支給額の誤りについては、社会保険被保険者に該当しない任用形態であったものを誤加入し賃金から控除したことによるもの、また、通勤手当相当額の月限度額を誤ったことにより後日追給したものであることから、会計事務の手引きを再確認するとともに研修会に参加し自己研鑽を積み制度理解を図っている。併せて、非常勤職員等取扱事務処理マニュアルで事務手続きを確認するとともに、チェックシートを作成して複数でのチェック体制の強化を図り再発防止に努めている。

(11) 仙台北警察署

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支給額の誤りによる一部金額の支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 1件
- ・正支給額 132,755円
- ・誤支給額 120,425円
- ・追給額 12,330円

ロ 措置の内容

本支払遅延にあつては、支給調書の支出金額を見誤って支出決議を行ったことが原因であることから、決裁時に支出決議担当者以外の職員が、手計算により検算を行い、支給金額誤りの防止対策を講じた。

また、職員個々の担当業務のみにとらわれず、相互のチェック機能を向上させるため、会計業務全般についての指導教養を行った。